

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月及び同年7月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月
② 平成5年7月から7年3月まで

私は、申立期間①及び②当時、帰化申請に向けて準備を進めており、交通違反や税金等の滞納が無いように気を付けて生活していた。

国民の義務として国民年金保険料についてもきちんと納付しており、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②当時、帰化申請に向けて準備を進めており、国民の義務として国民年金保険料をきちんと納付していた。経済状況についても自営業を営んでおり、特に問題は無かった。」と主張しているところ、申立人は平成7年*月に帰化しており、国籍法第5条第1項によると、帰化の一般的な条件として「素行が善良であること」、「自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること」等と規定されており、A地方法務局は、「素行が善良であることには、国民年金保険料を納付していることも含まれており、帰化申請時には、本人に聞き取り調査をしている。帰化申請の相談から申請までに2、3年掛かることも多く、申請から許可が出るまで半年から一年くらい掛かる。」と説明していることから、申立人の主張には信憑性^{しんぴようせい}が認められる。

また、申立期間①及び②はいずれも短期間であり、前後の期間を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化があった事情も見当たらないことから、申立期間①及び②が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から44年11月まで

私の夫は、昭和36年4月に国民年金に加入し、夫の国民年金保険料は、義父が納付していた。

私が夫と結婚したのを契機に、義父が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、私たち夫婦の保険料をA市B地区の集金日に持参し、納付してくれていた。

義父から、「あなたの保険料も納付しているからな。」と聞いたことをはっきりと記憶しているので、申立期間について、私の夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「義父が、私たち夫婦の保険料を地区の集金日に持参し、納付してくれていた。」と主張しており、申立人の義妹（三女）も、「父親が家族の国民年金のことをしていたのは間違いない。」と回答していることから、当時、申立人世帯の保険料の納付については、申立人の義父が行っていたことがうかがわれるところ、義父は、申立期間後の昭和45年3月に、45年1月から施行された高齢者に対する国民年金の任意加入制度（5年年金）による任意加入を義母と一緒にいき、保険料を納付していることから、当時、義父の納付意識は高かったものと推認される。

また、申立人の夫は、申立期間の保険料が全て納付済みであり、申立人の義妹（三女）も、申立期間のうち昭和 44 年 4 月から同年 11 月までの保険料については、納付済みである。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和 44 年 10 月末頃に払い出されたと推認でき、申立人の資格取得日は、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、申立人が 20 歳となった 40 年*月まで遡ったことが確認できるところ、A 市は、「過年度保険料に係る収納業務は行っていなかったと思われる。」と回答していることから、申立人に手帳記号番号が払い出された時点で、申立人が地区の集金日において納付できるのは、申立期間のうち 44 年 4 月から同年 11 月までの現年度保険料であったと考えられる。

加えて、申立人及びその夫は、戸籍の附票により、昭和 44 年 4 月*日にそれまで住んでいた義父母の家から転居していることが確認できるが、転居先は義父母の家と同一地区内であり、申立人及び義妹（三女）の国民年金の加入手続が、申立人及びその夫の転居後に義父により行われたことがうかがわれることなどから判断すると、申立期間のうち、44 年 4 月から同年 11 月までの保険料を義父が地区の集金日に持参し、現年度納付したとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち昭和 43 年 3 月から 44 年 3 月までの保険料については、申立人に手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料となり、地区の集金日に納付できなかったものと推認される。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする義父は既に死亡していることから、保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間のうち昭和 43 年 3 月から 44 年 3 月までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 44 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月

私は、19歳のときに夫と結婚式を挙げ、夫の実家があるA市（現在は、B市）で夫及び義父母と同居していた。私が20歳になったので、私の義母が、私の国民年金の加入手続きを行い、私たち夫婦の国民年金保険料を納付してくれた。

義母は、几帳面な性格をしており、申立期間について、私の夫の保険料だけ納付して、私の保険料を納付しないとは考えられないので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人の夫は、昭和36年4月から37年3月までを除く被保険者期間の保険料を全て納付していることから判断すると、申立人及びその夫の保険料を納付したとする申立人の義母の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、戸籍謄本及び戸籍の附票により、申立人が申立人の夫と婚姻した昭和43年*月*日に、申立人の実家があるC郡D町（現在は、B市）から申立人の夫の実家があるA市へ転居したことが確認できるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、同年1月31日に同市において払い出され、B市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は20歳となった42年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人に手帳記号番号が払い出された時点で、申立人の義母が申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

さらに、申立人は、「我が家は自営業を営んでおり、義父も退職共済年金を受給していたことから、世帯の収入は安定しており、生活に困ったことはなかった。」と主張しており、当時、生計状況が大きく変化した事情はうかがえない上、上述の義母の納付意識の高さなどから判断すると、義母が申立期間の保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社（現在は、C社D支社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和39年4月1日、資格喪失日は41年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和39年4月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から41年3月までは5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から41年4月1日まで
② 昭和43年4月1日から43年7月1日まで

私は、昭和37年11月1日から62年3月末日までA社B支社のE営業所にF職種として継続して勤務していたが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

入社の数年後、大きな契約が取れそうになったときに申立事業所のE営業所の支部長とトラブルになり、同営業所の所長に相談したところ、所長から、仕事を継続するために別の支部へ移り、しばらく旧姓で勤務してくれないかと言われ、旧姓を使用して勤務したことはあったが、途中で退職したことはなく、申立事業所のE営業所に継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 C社が保管する申立人に係る退職年金受給者リスト及び厚生年金被保険者記録調査表から、申立人は、昭和37年8月1日から62年3月31日まで申立事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①について、申立人は、「入社の数年後、大きな契約が取れそうになったときにE営業所の支部長とトラブルになり、同営業所の

所長に相談したところ、所長から、仕事を継続するために別の支部へ移り、しばらく旧姓で勤務してくれないかと言われ、旧姓を使用して勤務したことがあった。」と主張しているところ、C社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の備考欄に「41. 4. 1 名称Gより○変更」（○の部分は判読不能）と記載されていることが確認でき、このことについて同社は、「このように備考欄に記載されているのは、申立人がGの氏名で営業成績を上げ、厚生年金保険に加入していたためだと考えられる。」と回答している上、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、氏名がG（生年月日は大正14年*月*日）で、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和39年4月1日、資格喪失日は41年4月1日）が確認できる。

さらに、当時、申立事業所に勤務していた従業員の中でG姓だった者は申立人と申立人の姉以外におらず、申立人の姉の勤務期間は長くはなかったと複数の同僚が回答していること、前述の未統合記録における資格取得時（昭和39年4月1日）の標準報酬月額（2万4,000円）は、申立事業所で同時期に被保険者資格を取得している他の同僚の標準報酬月額に比べて高額である上、申立人の申立期間①直前の申立事業所に係る被保険者記録における同時期の標準報酬月額（2万6,000円）とおおむね同額であり、資格喪失時（昭和41年4月1日）の標準報酬月額（5万2,000円）は、申立人の申立期間①直後の申立事業所に係る被保険者記録における資格取得時（昭和41年4月1日）の標準報酬月額（5万2,000円）と同一であることなどから、当該未統合の厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の記録に相違ないと判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の氏名をG、生年月日を大正14年*月*日として、申立人が昭和39年4月1日に被保険者資格を取得し、41年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人の申立事業所に係る被保険者原票の記録から、昭和39年4月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から41年3月までは5万2,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間②について、前述の被保険者記録調査表によると、申立人は、昭和43年4月1日に職員から嘱託となり、同年7月1日に再度職員となっていることが確認できるところ、C社は、「申立人は、昭和43年4月1日に職員から嘱託へ降格したため、厚生年金保険被保険者資格を喪失している。F職種については、営業成績が一定の基準に達しない場合は嘱託とし、嘱託期間中は被保険者資格を喪失させ、その後は3か月ごとに見

直しし、成績が上がった時点で、再度厚生年金保険に加入させる取扱いがあったようだ。」と回答している上、申立期間②の前後において、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票により、被保険者資格を喪失し、その3か月後に再度申立事業所で被保険者資格を取得している者が複数いることが認められる。

また、申立人が名前を挙げている上司及び同僚のうち連絡先が判明した3人、並びに申立事業所に係る被保険者名簿及び被保険者原票により、昭和37年4月1日から46年3月31日までの期間に被保険者資格を喪失した後、再度申立事業所で被保険者資格を取得している者のうち連絡先が判明した20人（申立人を除く。）の合計23人に照会したところ、14人から回答があったが、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入し、事業主から保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。